

外国語教育メディア学会 九州・沖縄支部運営細則

(支部組織と構成)

第1条 外国語教育メディア学会九州・沖縄支部（以下、本支部）の円滑な運営のための機関として、理事会、運営委員を置き、かつ、研究促進のために支部研究会を置く。

2支部研究会の運営については、別途、研究会規定を定める。

(役員)

第2条 本支部役員の数、次のとおりとする。

- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 2名
 - (3) 支部事務局長 1名
 - (4) 運営委員 20名程度
 - (5) 会計監査 2名
 - (6) 必要に応じて名誉支部長、支部顧問を上記の役員以外に設けることができる。
2. 本支部が選出する理事（以下、理事）の数は、本部が定める人数とする。理事は支部長、副支部長、および選挙によって選出される理事（以下、選挙理事）からなる。

(役員任期)

第3条 本支部役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 支部長の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、連続して4期8年を超えることはできない。
- (2) 副支部長の任期は2年とし、重任を妨げない。
- (3) 理事の任期は2年とし、重任を妨げない。
- (4) 支部事務局長の任期は2年とし、重任を妨げない。
- (5) 運営委員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- (6) 会計監査の任期は2年とし、支部理事会構成員以外から選出するものとする。

(役員選出)

第4条 支部長、副支部長および理事の選出は、別途定める支部選挙規定に則り行われ、支部総会の承認を得て、決定される。

第5条 運営委員および会計監査の選出は、運営委員会が推薦し、支部総会の承認を得て、決定される。

(構成)

第6条 支部理事会は、支部長、副支部長、選挙理事及び支部事務局長で構成され、

必要に応じて開催することができる。

第7条 運営委員会は、支部長、副支部長、選挙理事、運営委員及び支部事務局長で構成され、定例会を原則として年3回開催する。

(会 議)

第8条 運営委員会は、支部長が召集して、その議長となる。支部長に事故あるときは副支部長が議長をつとめる。

2 運営委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 運営委員会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第9条 支部総会は、支部長が召集して、出席者のなかから互選により議長を定める。

2 支部総会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(会計監査)

第10条 会計監査は、年度ごとに支部会計を監査し、支部総会で報告しなければならない。

(細則の改正)

第11条 この細則の改正は、運営委員会の3分の2以上の同意を得て、支部総会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、2000（平成12）年6月10日から施行する。

この細則は、2002（平成14）年8月1日から施行する。

この細則は、2010（平成22）年6月5日から施行し、2010年4月1日より適用する。

この細則は、2024（令和6）年4月1日から施行する。